

議案第34号

佐倉市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例

佐倉市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例（平成24年佐倉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。